岐阜市公立大学法人職員の採用及び昇任に関する規程

令和７年４月１日

令和７年法人規程第36号

目次

第1章　総則(第1条)
第2章　教員(第2条―第10条)
第3章　事務局職員(第11条―第17条)
第4章　その他(第18条)
附則

第1章　総則

(趣旨)

第1条　この規程は、岐阜市公立大学法人職員就業規則(令和7年法人規則第1号)第5条第3項及び第11条第2項の規定に基づき、岐阜市公立大学法人(以下「法人」という。)に勤務する職員（以下「職員」という。）の採用及び昇任に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章　教員

(選考の目的)

第2条　職員のうち教員（以下「教員」という。）の選考は、人格及び見識ともに優れ、本学の基本理念に鑑み、薬と健康についての高度な研究に支えられた教育を行うために不可欠な優秀な人材を確保することを目的とする。

(選考の方法)

第3条　教員の採用及び昇任は、選考によるものとする。

2　教員の選考は、第6条から第10条までに規定する資格のいずれかを有し、かつ、人格、学歴、職歴、学会及び社会における活動、職務上の実績等が本学の教員として適すると認められた者のうちから、学長が行うものとする。

3　教員の選考は、公募によることを原則とする。ただし、昇任の場合は、この限りではない。

(選考の開始)

第4条　選考の必要があるときは、学長は、その旨を教育研究審議会に報告するとともに、理事長に申し出るものとする。

２　退職が予定される教員の後任教員の選考は、別に定める大学の在り方及び人事等に関する検討委員会の議を経て、諸手続きを実施する。ただし、退職後の翌日に後任教授が就任できない場合は、後任教授の就任までの間、副学長又は大講座内の別の教授が当該研究室の教授を兼務する。

(教員の選考手続)

第5条　学長は、教育研究審議会の議を経て、前条第1項の規定により選考手続の開始を決定したときには、教員候補者の資格を審議するため、学長のもとに、教授の選考にあっては教授選考委員会、教授以外の教員の選考にあっては、教員選考委員会を設置する。

2　教授選考委員会の委員は、次の各号の者とする。

(1)　大学院を担当する大講座の研究室の教授の選考にあっては、研究科委員会（以下「委員会」という。）構成員の中から学長が指名する5名の教授

(2)　大学院を担当しない大講座の研究室の教授の選考にあっては、教授会構成員の中から学長が指名する5名の教授

3　教員選考委員会の委員は、次の各号の者とする。

(1)　大学院を担当する大講座の研究室の准教授、講師、助教及び助手の選考にあっては、当該大講座に所属する教授の中から学長が指名する3名の教授

(2)大学院を担当しない大講座の研究室の准教授、講師、助教及び助手の選考にあっては、学長が指名する3名の教授

4　それぞれの選考委員会に委員長を置き、委員長は当該選考委員会委員の互選による。

5　それぞれの選考委員会は、候補者の人格、見識、業績、履歴などについて資料を収集の上、候補者の資格について審議する

6　それぞれの選考委員会は、必要があると認められるときは、委員以外の学識経験者の意見を聴くことができる

7　委員長は、候補者についての前条の審査に係わる資料を学長に提出し、審議の結果を報告の上、最終候補者を推薦する。

8　学長は、前項の規定による推薦に基づき、その候補者が能力及び適性を有するか否かを確認し、その結果を教育研究審議会に報告するとともに、理事長に申し出るものとする。

9　理事長は、前項の規定による申出に基づき、採用又は昇任を決定するものとする。

(教授の資格)

第6条　教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、本学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

(1)　博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し研究上の業績を有する者

(2)　研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者

(3)　学位規則（昭和28年文部省令第9号）第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者

(4)　大学において教授、准教授又は専任の講師の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者

(5)　芸術、体育等については、特殊な技能に秀でていると認められる者
(6)　専攻分野について、特に優れた知識、技能及び経験を有すると認められる者

(准教授の資格)

第7条　准教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、本学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

(1)　前条各号のいずれかに該当する者
(2)　大学において准教授、専任の講師、助教又はこれに準ずる教員としての経歴(外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者
(3)　修士の学位又は学位規則第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者
(4)　研究所等に在職し、研究上の業績を有する者
(5)　専攻分野について、優れた知識及び経験を有すると認められる者

(講師の資格)

第8条　講師となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)　第6条又は前条に規定する教授または准教授となることができる者
(2)　その他特殊な専攻分野について、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者

(助教の資格)

第9条　助教となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、本学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

(1)　第6条各号又は第7条各号のいずれかに該当する者
(2)　修士の学位（医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を修了した者については、学士の学位）又は学位規則第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者
(3)　専攻分野について、優れた知識及び経験を有すると認められる者

(助手の資格)

第10条　助手となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)　学士の学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者
(2)　前号の者に準ずる能力を有すると認められる者

第3章　事務局職員

(事務局職員の採用)

第11条　職員のうち事務局職員（以下「事務局職員」という。）の採用は、競争試験又は選考によるものとする。

2　競争試験により事務局職員を採用する場合には、競争試験の実施に関し必要な事項は、理事長がその都度別に定める。

（事務局職員の採用選考手続）

第12条　選考により事務局職員を採用する場合には、事務局長は、理事長の承認の下に、事務局長、関係課長その他必要な役員又は職員からなる事務局職員選考委員会をその都度編成して、選考に当たるものとする。

2　採用選考は、経歴、実績、保有資格等から職務の遂行能力を評価するものとし、必要に応じて、面接、実地試験、筆記試験その他の方法を用いて行うことができるものとする。

（理事長による採用の決定）

第13条　事務局長は、前条第1項の事務局職員選考委員会が採用候補者を決定したときは、理事長に申し出るものとする。

2　前項の規定による申出に当たって事務局長は、選考の経過及び選考の結果を報告しなければならない。

3　理事長は、第1項の規定による報告に基づき、採用を決定するものとする。

（事務局職員の昇任）

第14条　事務局職員の昇任は、職務実績及び職務遂行能力についての総合的な評価によるものとする。

（昇任審査の発議）

第15条　事務局長は、事務局職員の昇任を審査する必要があるときは、理事長との協議の上、その承認を得て昇任候補者の審査を発議することができるものとする。

（昇任選考の審査）

第16条　昇任選考の審査は、第12条の規定を準用するものとする。

（理事長による昇任の決定）

第17条　事務局長は事務局職員選考委員会が昇任候補者を決定したときは、理事長に申し出るものとする。

2　前項の規定による申出に当たって事務局長は、選考の経過及び選考の結果を報告しなければならない。

3　理事長は、前項の規定による報告に基づき、昇任を決定するものとする。

第4章　その他

（委任）

第18条　この規程に定めるもののほか、職員の採用及び昇任に関し必要な事項は、別に定める。

附　則（令和7年法人規程第36号）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。